TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会 規約 (案)

(目 的)

第1条 官民が連携し、県内において、外国人を含む観光客及び利用者がストレスなく、無料で利用できる公衆無線LAN環境の整備を推進するため、「TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。
 - (1) SSID「TOYAMA Free Wi-Fi」による公衆無線LANサービス(以下「TOYAMA Free Wi-Fi サービス」という。)のエリア拡大に関すること
 - (2) TOYAMA Free Wi-Fi サービスのエリアの積極的な周知に関すること
 - (3) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること

(会 員)

- 第3条 協議会は、本協議会の趣旨に賛同し、TOYAMA Free Wi-Fi サービスの整備等に取り組む団体等により構成する。
- 2 協議会への加入及び脱退は、会長が決定し、協議会に報告するものとする。

(暴力団関与の場合の協議会からの排除)

- 第4条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は直ちに県に報告するとともに、協議 会から排除しなければならない
 - (1) 取締役等(会員が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店 若しくはTOYAMA Free Wi-Fiサービスを提供する事務所の代表者をいう。以下この号において 同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第 6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
 - (2) <u>暴力団(暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。</u> 以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
- 2 会長は、第3条の会員の中から協議会において互選する。
- 3 会長は会員の中から、副会長を指名する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(名誉顧問及び顧問)

- 第7条 協議会に名誉顧問、顧問を置くことができる。
- 2 名誉顧問及び顧問は、会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、協議会に対して、必要に応じて助言を行う。

(会 議)

- 第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第<u>9</u>条 協議会の会員は、協議会で知り得た他の会員に係る機密事項を、当該会員の許可なく他に漏らしてはならない。

(部 会)

第 $\underline{10}$ 条 第 $\underline{2}$ 条に掲げる協議事項について、必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。 2 部会に関して、第 $\underline{3}$ 条から第 $\underline{8}$ 条までの規定を準用する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、富山県経営管理部情報政策課内に事務局を置く。

(解 散)

第12条 協議会は、その目的が達成されたとき、または存続の必要性がなくなったときに解散する。

(その他)

第<u>13</u>条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ、 別に定める。

附則

この規約は、平成27年5月12日から施行する。

附則

この規約は、平成27年10月 日から施行する。

「TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会」会員(平成 27 年 10 月1日現在)

国	総務省北陸総合通信局
地方公共団体	富山県
	富山市
	高岡市
	射水市
	魚津市
	氷見市
	滑川市
	黒部市
	砺波市
	小矢部市
	南砺市
	舟橋村
	上市町
	立山町
	入善町
	朝日町
観光関係団体	公益社団法人富山県観光連盟
通信事業者	一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会
	上婦負ケーブルテレビ株式会社
	西日本電信電話株式会社富山支店
交通事業者	あいの風とやま鉄道株式会社
	黒部峡谷鉄道株式会社
	立山黒部貫光株式会社
	富山地方鉄道株式会社
	富山空港ターミナルビル株式会社

TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会加入(脱退)申請書

平成 年 月 日

TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会会長 あて

所在地:

商号又は名称 :

代表者名:

印

TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会への加入 (脱退) を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

申請種別	1. 加入	2. 脱退
協議会への加入(脱退)を希望する理由		
協定締結(予定)年月日	 (協定を締結 	する場合のみ記載)

2 担当者連絡先

部署名		
担当者名		
住所	Ŧ	
担当者電話番号/FAX 番号	TEL:	FAX:
担当者メールアドレス		